

学校法人時習学館 西日本アカデミー航空専門学校

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、商業関係実務に関する専門教育を施し、地域社会に貢献し得る。高度な専門的知識・技術を身につけた実践的人物を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、学校法人時習学館 西日本アカデミー航空専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、福岡市南区大橋4丁目13番27号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課程名		専門学科・コース	学年	入学定員	総定員	備考
商業実務 専門課程	昼	【航空ビジネス学科】				
		キャビンアテンダント・グラ ンドスタッフコース (エアライン留学コース)	2	60	120	
		エアラインスペシャリストコース	1	10	10	
		グランドハンドリングコース	2	30	60	
		【国際コミュニケーション学科】				
		進学・就職コース	2	180	360	
		グランドハンドリングコース	2	50	100	
		ホテル・エアラインコース	2	50	100	
		デジタルトランスフォーメ ーションビジネスコース	1	80	80	
		合計			460	830

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 専門課程の学期は、次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日

後期 10月1日から3月31日

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の通りとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業日 8月の中で校長が指定する日

(4) 冬季休業日 12月、1月の中で校長が指定する日

(5) 春季休業日 3月、4月の中で校長が指定する日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1の通りとする。

2	別表1に定める授業時数の1単位時間数は、45分とし卒業までに履修させる授業時数は、	
航空ビジネス学科	キャビンアテンダント・グラントスタッフコース (エアライン留学コース)	1800 時間以上
	エアラインスペシャリストコース	900 時間以上
	グラント・ハント・リングコース	1800 時間以上
国際コミュニケーション学科	就職・進学コース	1700 時間以上
	グラント・ハント・リングコース	1700 時間以上
	ホテルエアラインコース	1700 時間以上
	デジタルトランスフォーメーションビジネスコース	850 時間以上

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程航空ビジネス学科の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては15時間をもって1単位、演習にあつては30時間をもって1単位、及び実験・実習・実技にあつては45時間をもって1単位とする。

2 本校の専門課程国際コミュニケーション学科の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては18時間をもって1単位、演習にあつては30時間をもって1単位、及び実験・実習・実技にあつては45時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において各期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、原則としてその科目について成績評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校、大学等において別表第2に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の4分の1を越えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

(始業及び終業)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

- (1) 航空ビジネス学科は午前9時30分から午後16時10分まで。
- (2) 国際コミュニケーション学科第一部は午前9時00分から午後13時10分まで。
- (3) 国際コミュニケーション学科第二部は午後13時30分から午後17時40分まで。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 13名以上
 - (3) 事務職員 1名以上
 - (4) 学校医 1名
- 2 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次の通りとする。

専門課程は、高等学校を卒業した者または学校教育法施行規則第77条の5に該当する者。

(入学時期)

第15条 本校の入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続は次の通りとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第25条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定期日までに第25条に定める入学金を添えて入学手続をとらなければならない。

(転入学)

第17条 本校への転入学を希望する者がある場合には、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上、許可することができる。

(休学・復学)

第18条 学生が疾病、その他やむを得ない事由により3ヶ月以上休学する場合は診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した学生は、休学期間がその学年の全期間にわたるときは、その学年の授業料等は免除する。
- 3 本条第1項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第20条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第21条 前条により、商業実務専門課程：航空ビジネス学科（修業年限2年）、国際コミュニケーション学科（修業年限2年）を修了した者は専門士（商業実務専門課程）と称することができる。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において、開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について、履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他、科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 賞罰

(褒賞)

第23条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第24条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第25条 本校の入学検定料、入学金及び授業料等は次の通りとする。

[航空ビジネス学科]

コース		納期	入学金	授業料	維持費	施設・設備費	合計	年額
キャビンアテンダント・グランドスタッフコース (エアライン留学コース)	1年次	前期(入学時納入)	90,000	320,000	150,000	110,000	670,000	990,000
		後期(7月納入)		320,000			320,000	
	2年次	前期(3月納入)		320,000	150,000	110,000	580,000	900,000
		後期(7月納入)		320,000			320,000	
エアラインパシヤリストコース	1年次	前期(入学時納入)	90,000	320,000	150,000	110,000	670,000	990,000
		後期(7月納入)		320,000			320,000	
グランドハンドリングコース	1年次	前期(入学時納入)	90,000	320,000	150,000	110,000	670,000	990,000
		後期(7月納入)		320,000			320,000	
	2年次	前期(3月納入)		320,000	150,000	110,000	580,000	900,000
		後期(7月納入)		320,000			320,000	

[国際コミュニケーション学科]

年次	合格区分	年間学費合計	内訳					
			入学金	前期授業料	後期授業料	設備費	維持費	実習費
1年次	特別推薦A	638,000	100,000	44,000	44,000	300,000	100,000	50,000
	特別推薦B	698,000		74,000	74,000			
	早期出願	750,000		100,000	100,000			
	奨学生	798,000		124,000	124,000			
	一般	950,000		200,000	200,000			
2年次	—	750,000	—	175,000	175,000	300,000	50,000	50,000

就職・進学コース

グランドハンドリングコース

年次	合格区分	年間学費合計	内訳					
			入学金	前期授業料	後期授業料	設備費	維持費	実習費
1年次	特別推薦A	688,000	100,000	69,000	69,000	300,000	100,000	50,000
	特別推薦B	748,000		99,000	99,000			
	早期出願	800,000		125,000	125,000			
	奨学生	848,000		149,000	149,000			
	一般	950,000		200,000	200,000			
2年次	—	750,000	—	175,000	175,000	300,000	50,000	50,000

ホテル・エアラインコース

年次	合格区分	年間学費合計	内訳					
			入学金	前期授業料	後期授業料	設備費	維持費	実習費
1年次	特別推薦A	688,000	100,000	69,000	69,000	300,000	100,000	50,000
	特別推薦B	748,000		99,000	99,000			
	早期出願	800,000		125,000	125,000			
	奨学生	848,000		149,000	149,000			
	一般	950,000		200,000	200,000			
2年次	—	750,000	—	175,000	175,000	300,000	50,000	50,000

デジタルトランスフォーメーションビジネスコース

年次	合格区分	年間学費合計	内訳				
			入学金	前期授業料	後期授業料	施設維持費	実習費
1年次	一般	1,568,000	150,000	575,000	575,000	250,000	68,000

- 2 入学検定料は20,000円とする。
- 3 国際コミュニケーション学科の学費等の納付時期は、次の通りとする。
 - (1) 特別推薦及び早期出願の1年次学費等は、入学時に年間一括納付とし、2年次学費等は一般と同様の納付時期とする。
 - (2) 一般の学費等は、授業料及び設備費等の第2期分を除く学費等を3月納付とし、授業料及び設備費の第2期分は7月納付とする。
 - (3) 特別奨学生及び自己推薦の1年次の学費等は、分割納付とする。

(納付金の返還)

第26条 納付金は原則として返還しない。

(除籍)

第27条 授業料その他納付金を期日までに納付しない者は除籍することができる。

(授業料等減免)

第28条 特別の事情のある学生に対しては、その事情により授業料等を減免することがある。

第8章 寄宿舎等

(寄宿舎・健康診断)

第29条 本校に寄宿舎を置くことができる。なお、寄宿舎に関する事項は別に定める。

- 2 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回別に定めるところより実施する。

第9章 雑則

附則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

この学則は、平成25年4月1日より施行する。

この学則は、平成25年4月1日より施行する。(コース名変更)

但し、校舎移転による位置変更は平成24年9月10日に行われている。

この学則は、平成26年4月1日より施行する。

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

この学則は、平成30年4月1日より施行する。

この学則は、平成31年4月1日より施行する。

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

この学則は、令和3年4月1日より施行する。